≪第13回会津の編み組工芸品展》開催要項

1. 趣 旨 会津の編み組細工は、会津地域の山間部に自生している天然素材である、蔓、樹皮、草植物類を材料に用い、その性質を熟知継承してきた職人の手仕事によって、繊細で堅牢な作品が作り出されます。これらは、会津地方では古くから、生活の必需品として人々の間で日常的に使用され、今日まで継承されてきました。その編み組細工の技術技法は先人の手によって生み出されたすばらしい知恵であり、これらを地域の宝として衰退させることなく、編み組工芸の良さを現代社会に周知し、後継者の育成につなげ、伝統技術を後世に伝え活かして行くことが大切となります。

また、高齢者人口が増加する中、会津地方の恵まれた山林資源を活かしたもの作りを通し、 高齢者の楽しみと生きがいのある地域づくりを目指すことより、高齢者による地域の活性化 を図ることを目的として開催します。

- 2. 主 催 奥会津三島編組品振興協議会
- 3. 共 催 三島町
- 4.後 援 福島県会津地方振興局・会津16市町村 福島民報社・福島民友新聞社
- 5.会場 三島町交流センター山びこ 住所:福島県大沼郡三島町大字名入字諏訪ノ上418
- 6. 開催期間 平成29年10月14日(土)~15日(日)の2日間
- 7・出品条件 (1) 編み組工芸品であること。
 - (2) 趣旨に即し、本展の品位を損なわないものであること。
 - (3) 出品者自身の制作(手作り)であること。
 - (4) 自然素材を材料に使用していること。
 - (5) 伝統的な技術技法によって制作されていること。
 - (6) 会津地方に在住していること。
- 8. 申 込 別紙出品申込用紙に必要事項を記入し、作品と一緒に下記へ送付してください。

申込先:三島町生活工芸館

住 所:〒969-7402福島県大沼郡三島町大字名入字諏訪ノ上395

電 話:0241-48-5502 Fax:0241-52-2175

E メール: kougeikan@town. mishima. fukushima. jp

(休館日:祝日を除く月曜日・祝日の翌日 ※年末年始)

9. 募集期間 平成29年8月21日(火)~平成29年9月22日(金)

- 10. 作品の搬入・搬出
 - 搬入期間 (1) 平成29年8月21日~平成29年9月22日までとする。
 - (2) 作品の搬入、搬出料は出品者の負担とする。
 - 搬出 (1) 搬出は展示会終了後、各市町村または出展者に搬送する。(着払い)
- 11. 販売手数料 販売可能な作品が売れた場合、下記の手数料を納めることとする。

町民 販売価格の10% (特別町民を含む)

町外 販売価格の20%

※銭単位は切り上げ

- 12. 審査基準 (1) 用途にあった機能を備え、耐久性に優れていること。
 - (2) 形・色調などが美しく、素材の特質が活かされていること。
 - (3) 主要な工程に伝統的な技術技法を用いていること。
 - (4) 模倣品でないこと。
- 13. 賞 各賞は応募作品の中から審査によって選ばれたものに与える。

福島県会津地方振興局長賞

会津管内各市町村長賞

福島民報社賞

福島民友新聞社賞

以上 各1点

奥会津三島編組品振興協議会長賞 数点

※受賞者には事前に連絡いたします。

14.審查委員 会津地方振興局(会津地方振興局長賞) 会津地方振興局

各市長村長(当該市町村長賞の選考) 各市町村長

日本民芸協会 常任理事 會 田 秀 明 様

奥会津三島編組品振興協議会会長 五十嵐 三 美 様

奥会津三島編組品振興協議会副会長 五十嵐 喜 良 様

奥会津三島編組品振興協議会副会長 角田 キイコ 様

奥会津三島編組品振興協議会品質検査委員長 目 黒 政 栄 様

奥会津三島編組品振興協議会品質検査委員 五十嵐 光 栄 様

奥会津三島編組品振興協議会品質検査委員 青木基重様

- 15. 審査日 平成29年9月28日 (木)午後2時 三島町交流センター「山びこ」
- 16. 表彰式 平成29年9月14日(土)午前8時30分 三島町交流センター「山びこ」
- 17. 会津ものづくり名人実演

[内容] 展示会場とは別に実演コーナーを設置し、会津地域で活躍している制作者に実演をしていただき、制作者同士または来場者との技術交流や、来場者に対し会津の編組品のPRを行う。

「第13回会津の編み組工芸品展」審査要項

- 1. 審査委員会 審査委員会は、主催者より委嘱された委員によって構成される。
- 2. 審査基準 (1) 用途にあった機能を備え、耐久性に優れていること。
 - (2) 形・色調などが美しく、素材の特質が活かされていること。
 - (3) 主要な工程に伝統的な技術技法を用いていること。
 - (4) 模倣品でないこと。
- 3. 審査方法 審査委員会によって下記の手順で審査を行う。その際、審査基準に沿って公平な観点から 選考するものとし、十分な協議のうえ各賞を決定する。
 - ─ 第1次審査は、作品の中から各審査委員が受賞候補を数点選出する。─ 第2次審査は、第1次審査で選出した中から、受賞作品を決定する。
 - (1) 各市町村長賞は、当該市町村長が審査を行なう。欠席の場合は、委任を受けた者が審査にあたり、両者欠席の場合は、審査委員会に委任する。
 - (2) 市町村長賞以外の賞については、市町村長以外の審査員が審査にあたる。
 - ※ 各市町村長賞は、当該市町村より出品された作品に与える。但し、出品が 無い場合・またはその賞に値する作品が無い場合は、当該市町村長の承認があれば他 市町村作品へ授与できる。

青木基重様

- 4. 審査日 平成29年9月28日(火) 午後2時から
- 5. 審査会場 三島町交流センター「山びこ」
- 6. 審査委員 会津地方振興局(会津地方振興局長賞) 会津地方振興局 各市町村長(当該市町村賞の選考) 各市町村長 日本民芸協会 常任理事 會田秀明様 五十嵐 三 美 様 奥会津三島編組品振興協議会会長 奥会津三島編組品振興協議会副会長 五十嵐 喜 良 様 奥会津三島編組品振興協議会副会長 角 田 キイコ 様 奥会津三島編組品振興協議会品質検査委員長 目 黒 政 栄 様 奥会津三島編組品振興協議会品質検査委員 五十嵐 光 栄 様

奥会津三島編組品振興協議会品質検査委員